

# 第54回定時株主総会の招集に 際しての電子提供措置事項

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

会 社 の 現 況 に 関 す る 事 項  
(1) 直 近 3 事 業 年 度 の 財 産 及 び 損 益 の 状 況  
(2) 対 処 す べ き 課 題  
(3) 主 要 な 事 業 内 容  
(4) 主 要 な 営 業 所  
(5) 使 用 人 の 状 況  
(6) 主 要 な 借 入 先 の 状 況  
(7) そ の 他 会 社 の 現 況 に 関 す る 重 要 な 事 項  
株 式 の 状 況  
新 株 予 約 権 等 の 状 況  
社 外 役 員 の 状 況  
会 計 監 査 人 の 状 況  
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況 の 概 要  
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針  
剰 余 金 の 配 当 等 の 決 定 に 関 す る 方 針  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
計 算 書 類 等 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 株式会社アトム

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送り致します。

## 会社の現況に関する事項

### (1) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2022年 3月期)	第52期 (2023年 3月期)	第53期 (2024年 3月期)	第54期 (当事業年度 (2025年3月期))
売 上 高 (百万円)	31,076	35,239	36,947	35,477
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△976	△1,134	9	△643
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	748	△2,165	△1,470	530
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	3.71	△11.38	△7.79	2.58
総 資 産 (百万円)	24,276	22,528	20,318	18,989
純 資 産 (百万円)	10,384	8,216	6,763	7,302

(注) 第52期から事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの4期分を記載しております。

### (2) 対処すべき課題

当社の経営環境は、賃金上昇による個人消費及びインバウンド消費の復調などにより、経済活動が緩やかに回復する一方で、物価上昇による原材料価格の高騰や人手不足など、依然として厳しい状況が続いております。また、消費者の節約志向・選別志向は、より一層強まっていくものと予想されます。

当社は、「原点回帰」を経営戦略の基本方針と定め、お客様に「食の楽しさ」を提供することを最優先課題として取り組んでまいります。当社の原点である“外食の本質的な価値”を見つめ直し、商品・サービス・店舗体験のすべてにおいて、より一層の満足をお届けできるよう努めてまいります。

目標達成のために、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ①安全・安心な商品の開発提供

「食の安全・安心の提供」は、外食企業として持続可能な成長の基盤であります。

当社は、産地、加工工程、添加物などの食材情報の確保に努め、仕入れから提供までの衛生管理を徹底し、お客様へ安全・安心な食を届け、信頼に応え続けることを使命としております。「食の安全」をすべてに優先させる姿勢を貫き、厳格な品質管理と衛生管理を実施し、安全で美味しい料理を提供することで、お客様に満足と信頼をお届けしてまいります。また、お客様のご期待にお応えするために看板商品の品質をさらに磨き上げ、「お値打ち感」と「ここでしか味わえない特別感」を追求し、お客様に新たな感動と満足をお届けしてまいります。

#### ②既存店の業績回復と新規出店

当社は、レストラン事業である洋食・焼肉・寿司の各業態に経営資源を集約し、飲食業としての「原点回帰」を経営戦略の基本方針に掲げております。この方針のもと、当社の強みを最大限に活かし、業績の回復を図ってまいります。

商品のさらなる品質向上とサービスの充実に取り組み、お客様に「食の楽しさ」を提供することを最優先としながら、投資効率を考慮した新規出店・改装・業態転換を通じて、顧客ニーズの変化に柔軟に対応してまいります。これにより、店舗配置の最適化を継続的に推進し、より効率的な運営と持続的な成長を実現してまいります。

また、当社は「地方創生」への貢献を目指し、地域に根ざしたローカルチェーンとして、地域の皆様に愛され、かつ必要とされる店舗づくりに取り組んでおります。

「すべてはお客様と従業員のために」という企業理念のもと、ブランドコンセプト及びQSCA（品質、サービス、清潔、雰囲気）を抜本的に見直し、その本質をさらに深化させてまいります。家庭ではなかなか体験できない様々な料理と高品質なサービスを提供することで、「楽しかった」「おいしかった」と喜んでいただける体験を創出し、企業価値の向上に努めてまいります。

#### ③人材の確保・育成

当社は、「人」の育成が持続的な企業成長の基盤であると認識し、人材の確保と育成を最重要の経営課題として位置づけております。従業員一人ひとりが働きがいを感じられる職場環境の構築を通じて、企業としての持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

その実現に向けて、当社はコンプライアンスポリシーを策定し、全従業員が社会的良識をもって行動することを徹底しております。加えて、企業としての社会的責任を果たしながら、環境・社会・ガバナンス（ESG）を意識した経営を推進し、サステナビリティの観点からも、持続可能な企業運営を進めてまいります。

今後も、多様な人材が能力を最大限に発揮できる制度及び環境の整備を進めるとともに、従業員の成長が企業の成長につながる好循環を生み出すことで、社会に信頼される企業を目指してまいります。

#### ④働き方改革の推進による生産性の向上

当社は、お客様への提供価値の向上と生産性の向上を両立させるため、利便性の高いサービスの提供と、業務の省力化・原価低減を実現するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に取り組んでおります。これにより、顧客満足度の向上と経営効率の最大化を同時に実現してまいります。

また、従業員の新しい働き方や職場環境づくりにおいて、当事業年度に「健康経営優良法人2025」に認定されました。引き続き、従業員の健康管理の強化と社員のモチベーション向上を目的とするインセンティブ制度の拡充を図り、生産性の向上を推進してまいります。

#### ⑤サステナビリティへの取り組み

当社は、持続可能な社会の実現に向けて、企業活動を通じて、地域経済の活性化などの社会問題の解決とSDGsへの貢献に取り組んでおります。また、性別・年代・国籍を問わず、すべての従業員が働きがいを感じられる職場環境を整備し、中長期的な企業価値向上と持続的成長を目指し、以下の5つのマテリアリティ（重要課題）を掲げております。

1. 地球環境への貢献－CO<sub>2</sub>排出量削減、省エネの推進、環境負荷の低減
2. 食の安全・安心の提供－徹底した品質管理・衛生管理
3. 働く仲間の成長と多様性の尊重－キャリアアップ体制の構築、育児休業制度、ダイバーシティの推進
4. 地域社会・地域経済への貢献－地域活性化、持続可能な事業展開
5. 経営基盤強化－コーポレートガバナンスの強化、指名報酬諮問委員会の設置

企業理念「すべてはお客様と従業員のために」の考えのもと、食のインフラの担い手として、社会の持続可能な発展に貢献し、企業価値の向上を目指してまいります。

⑥コーポレートガバナンス・コードの対応

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、透明性が高く、健全かつ信頼性のあるコーポレートガバナンス体制の構築に取り組んでおります。その一環として、株主との建設的な対話を推進し、経営の透明性を確保してまいります。

機関投資家やアナリスト向けには、定期的な決算説明会を開催し、事業内容について丁寧に説明しております。また、当社ホームページに決算短信や適時開示資料を継続して掲載し、投資家の理解促進を図っております。さらに、定時株主総会後には株主との対話会を開催し、株主の意見・要望を共有するとともに、経営陣の考えを直接伝える貴重な機会として位置づけております。この取り組みを通じ、持続的成長のための基盤をさらに強化してまいります。

(3) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、直営・F C 飲食チェーンの経営を主要事業としております。

セグメント	ブランド	業態
レストラン事業	ステーキ宮	ステーキ・ハンバーグ
	和牛ステーキ桜	ステーキ・ハンバーグ
	カルビ大将	焼肉
	味のがんこ炎・がんこ亭	焼肉
	にぎりの徳兵衛	寿司
	海鮮アトム	寿司
	かつ時	とんかつ
	小さな森珈琲	カフェ

(注) 当事業年度より、居酒屋事業及びカラオケ事業を会社分割致しました。それに伴い、当社は「レストラン事業」のみのセグメントに変更しております。

(4) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

- ① 本店 神奈川県横浜市西区
- ② 名古屋事業所 愛知県名古屋市千種区
- ③ 店舗 直営237店舗 F C10店舗

地 域	直 営 店 舗 数	F C 店 舗 数	合 計
青 森 県	5店	—	5店
岩 手 県	2店	—	2店
宮 城 県	9店	—	9店
秋 田 県	1店	—	1店
山 形 県	2店	—	2店
福 島 県	11店	—	11店
茨 城 県	16店	—	16店
栃 木 県	19店	—	19店
群 馬 県	9店	—	9店
埼 玉 県	8店	—	8店
千 葉 県	7店	—	7店
東 京 都	3店	—	3店
神 奈 川 県	3店	—	3店
新 潟 県	6店	—	6店
富 山 県	2店	—	2店
石 川 県	4店	—	4店
福 井 県	20店	—	20店
山 梨 県	4店	—	4店
長 野 県	13店	—	13店
岐 阜 県	23店	3店	26店
静 岡 県	5店	—	5店
愛 知 県	43店	6店	49店
三 重 県	5店	1店	6店
滋 賀 県	3店	—	3店
京 都 府	3店	—	3店
大 阪 府	3店	—	3店
兵 庫 県	3店	—	3店
奈 良 県	1店	—	1店
山 口 県	1店	—	1店
福 岡 県	1店	—	1店
熊 本 県	1店	—	1店
宮 崎 県	1店	—	1店
合 計	237店	10店	247店

(5) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
レストラン事業	428 (2,447) 名	－ (6名減)
全社	95 (7) 名	23名減 (5名増)
合計	523 (2,454) 名	140名減 (538名減)

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
523名 (2,454) 名	44.0歳	12.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数 (パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員は除く) は、( ) 内に1日8時間換算による年間平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、正社員のみので平均値を記載しております。
3. 全社として記載されている従業員数は、本部に所属しているものであります。
4. 使用人数が前事業年度に比べて140名減少しておりますが、これは主に居酒屋事業及びカラオケ事業を会社分割したことによるものです。

また、当社の使用人数の男女別の内訳は次のとおりです。

男女区分	使用人数	前事業年度末比増減
男性	439名	126名減
女性	84名	14名減

(6) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	948
株式会社足利銀行	883
株式会社東和銀行	879
株式会社大垣共立銀行	705

(7) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 株式の状況（2025年3月31日現在）

### <普通株式>

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 299,999,978株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 193,559,297株 |
| (3) 株主数        | 204,500名     |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

株主名	持株数（株）					合計	持株比率（%）
	普通株式	第2回優先株式	第3回優先株式	第4回優先株式			
株式会社コロワイド	79,544,166	5	5	10	79,544,186	41.19	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505101	658,648	—	—	—	658,648	0.34	
株式会社足利銀行	500,988	—	—	—	500,988	0.26	
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	365,908	—	—	—	365,908	0.19	
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	333,949	—	—	—	333,949	0.17	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	225,822	—	—	—	225,822	0.12	
SIX SIS FOR SWISS NATIONAL BANK	225,000	—	—	—	225,000	0.12	
井上 ヒロ子	208,938	—	—	—	208,938	0.11	
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234	200,500	—	—	—	200,500	0.10	
株式会社大光	178,000	—	—	—	178,000	0.09	

(注) 1. 当社は、自己株式を433,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（433,882株）を控除して計算しております。

### <当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役及び執行役員に対し交付した株式の状況>

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	9,000株	3名
社外取締役（監査等委員を除く）	—株	—名
監査等委員である取締役	—株	—名
執行役員	2,000株	2名

(注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

## <優先株式>

### I 第2回優先株式

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 5株        |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株        |
| (3) 株主数      | 1名        |
| (4) 株主名      | 株式会社コロワイド |

(注) 第2回優先株式の内容は、次のとおりです。

#### (1) 単元株式数

1株

#### (2) 第2回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第2回優先株式を有する株主（以下「第2回優先株主」という。）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下「第2回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第2回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第2回優先中間配当金が支払われた場合、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第2回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (c) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第2回優先配当金」という。）については、第2回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当を行わない。

#### (3) 第2回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第2回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第2回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

#### (4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、累積未払第2回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第2回優先配当金相当額及び第2回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

#### (5) 議決権

第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

- (a) 第2回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第2回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容  
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数  
第2回優先株式の転換請求と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (d) 転換価額  
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 転換請求可能期間  
第2回優先株主が転換請求することができる期間は、2009年10月1日からとする。
- (f) 転換請求受付場所  
株式会社アトム 総務部 総務課
- (g) 転換請求の効力の発生  
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容  
当社普通株式
- (c) 強制転換と引換えに交付する株式の数  
第2回優先株式の強制転換と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第2回優先株主が保有する第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

- (d) 強制転換価額  
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項② (強制償還)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。
- (b) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第2回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第2回優先配当金相当額及び日割未払第2回優先配当金相当額を加えた額とする。
- (c) 日割未払第2回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (d) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第2回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (a) 定款の変更（株式の種類追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
- (b) 株式の併合又は分割
- (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第2回優先株式の譲渡又は取得については、第2回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の残余財産を分配するときは、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

## II 第3回優先株式

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 5株        |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株        |
| (3) 株主数      | 1名        |
| (4) 株主名      | 株式会社コロワイド |

(注) 第3回優先株式の内容は、次のとおりです。

### (1) 単元株式数

1株

### (2) 第3回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第3回優先株式を有する株主（以下「第3回優先株主」という。）又は第3回優先株式の登録株式質権者（以下「第3回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第3回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第3回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第3回優先中間配当金が支払われた場合、第3回優先配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第3回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (c) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第3回優先配当金」という。）については、第3回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当を行わない。

### (3) 第3回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第3回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第3回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

### (4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、累積未払第3回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第3回優先配当金相当額及び第3回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

### (5) 議決権

第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権 (転換請求権)

- (a) 第3回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第3回優先株式を取得することを請求 (以下「転換請求」という。) することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容  
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数  
第3回優先株式の転換請求と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (d) 転換価額  
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日を除く。) とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 転換請求可能期間  
第3回優先株主が転換請求することができる期間は、2010年10月1日からとする。
- (f) 転換請求受付場所  
株式会社アトム 総務部 総務課
- (g) 転換請求の効力の発生  
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項① (強制転換)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日 (以下「強制転換日」という。) において、第3回優先株式を取得 (以下「強制転換」という。) することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容  
当社普通株式
- (c) 強制転換と引換えに交付する株式の数  
第3回優先株式の強制転換と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第3回優先株主が保有する第3回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

- (d) 強制転換価額  
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日を除く。) とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項② (強制償還)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。
- (b) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第3回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第3回優先配当金相当額及び日割未払第3回優先配当金相当額を加えた額とする。
- (c) 日割未払第3回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (d) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第3回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (a) 定款の変更（株式の種類追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
- (b) 株式の併合又は分割
- (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第3回優先株式の譲渡又は取得については、第3回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の残余財産を分配するときは、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

### III 第4回優先株式

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12株       |
| (2) 発行済株式の総数 | 12株       |
| (3) 株主数      | 2名        |
| (4) 株主名      | 株式会社コロワイド |

株式会社東和銀行

(注) 第4回優先株式の内容は、次のとおりです。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第4回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第4回優先株式を有する株主（以下「第4回優先株主」という。）又は第4回優先株式の登録株式質権者（以下「第4回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第4回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第4回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第4回優先中間配当金が支払われた場合、第4回優先配当金の支払いは、第4回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第4回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (c) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第4回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第4回優先配当金」という。）については、第4回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、第4回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第4回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株式1株につき第4回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第4回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第4回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、累積未払第4回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第4回優先配当金相当額及び第4回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第4回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

- (a) 第4回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第4回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容  
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数  
第4回優先株式の転換請求と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (d) 転換価額  
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 転換請求可能期間  
第4回優先株主が転換請求することができる期間は、2011年10月1日からとする。
- (f) 転換請求受付場所  
株式会社アトム 総務部 総務課
- (g) 転換請求の効力の発生  
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第4回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容  
当社普通株式
- (c) 強制転換と引換えに交付する株式の数  
第4回優先株式の強制転換と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第4回優先株主が保有する第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

- (d) 強制転換価額  
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項② (強制償還)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日 (以下「強制取得日」という。) において、第4回優先株式を取得 (以下「強制取得」という。) することができる。
- (b) 強制取得と引換えに交付する財産 (金銭に限る。) の金額 (以下「償還価額」という。) は、第4回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第4回優先配当金相当額及び日割未払第4回優先配当金相当額を加えた額とする。
- (c) 日割未払第4回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第4回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日 (いずれも同日を含む。) までの実日数で日割計算した額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。
- (d) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額 (他の種類の株式の取得金額を含む。) の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第4回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (a) 定款の変更 (株式の種類追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。)
- (b) 株式の併合又は分割
- (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第4回優先株式の譲渡又は取得については、第4回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の残余財産を分配するときは、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

## 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2025年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 社外役員の状況

### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い額としております。

### (2) 社外取締役にに関する事項

#### ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役池田清華氏は、株式会社Rita Brandsの代表取締役社長であります。当社と株式会社Rita Brandsとの間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役大和加代子氏は、大和・松本法律事務所、株式会社ハーバー研究所の監査等委員である社外取締役及び特種東海製紙株式会社の監査等委員である社外取締役であります。大和・松本法律事務所、株式会社ハーバー研究所及び特種東海製紙株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役大藏さいら氏は、大藏さいら公認会計士事務所所長及び株式会社オズビジョン常勤監査役であります。大藏さいら公認会計士事務所及び株式会社オズビジョンと当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役山崎操氏は、山崎公認会計士事務所代表及び株式会社出前館常勤社外監査役であります。山崎公認会計士事務所及び株式会社出前館と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 池田 清華	<p>2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、経営者としての知見を踏まえ、豊富な経験と専門的な知識に基づき適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>なお、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないため、独立役員に指定しております。</p>
監査等委員である取締役 大和 加代子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、法務・財務に関する豊富な経験・知識に基づき適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないため、独立役員に指定しております。</p>
監査等委員である取締役 大藏 さいら	<p>2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、財務・会計に関する豊富な経験・知識に基づき適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないため、独立役員に指定しております。</p>
監査等委員である取締役 山崎 操	<p>2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、財務・会計に関する豊富な経験・知識に基づき適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないため、独立役員に指定しております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人 トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の有効性・効率性」「報告の信頼性」「事業活動に関わる法令・定款等の遵守」「資産の保全」の4つの目的を実現する為に「内部統制システム構築の基本方針」について、取締役会において次のとおり決議しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、コンプライアンスポリシー（基本方針及び行動指針）に従い、法令、定款及び社内規程を遵守する。当社は、関係諸法令の徹底を図る為に管理部門が中心となり、コンプライアンス体制の整備を促進し、安全衛生教育を含めたコンプライアンス教育を行い、全体におけるコンプライアンスの遵守を推進する。また、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスに関する事項を規定するとともに、「内部通報規程」を定め、コンプライアンス上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットライン（内部通報制度）を設け運営し、定期的に内部通報制度及び公益通報者保護法に関する周知及び研修を行う。

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然と対応し、その徹底を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書（会社法で定められた閲覧請求に対応した備置義務の情報）は、取締役会規則及び文書管理規程に従い適切に保存管理するとともに、取締役及びそれらに指名された使用人はいつでもそれらの情報を閲覧できるものとする。また、取締役は当社の非財務情報を含む重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署及び管理する部署を指名し、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令に従い適切に開示する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程を中心に、リスク管理基本方針を定め、経営環境の変化、事業内容及び組織体制等の内外の変化等必要に応じて、リスク管理基本方針を適宜見直す。経営の健全性確保と企業価値の維持・向上を図るべく、リスクを適切に把握し識別された社内外のコンプライアンス、環境、災害、安全衛生、品質、店舗運営、情報セキュリティ等に係る様々なリスクに対応した個別の規程ないし対応手順を定め、当社の損失発生を防ぐとともに、発生時の損失最小化を図る。また、大規模災害、食品事故等、当社全体に大きな影響を与えるリスクに対しては「(株)アトム事業継続計画書（BCP）」を定め、当社全体に周知徹底を図り、リスクの拡大を最小限にとどめる体制をとる。

なお当社のリスク管理体制は、全ての役職員が能動的にリスク管理に取り組むと

の認識のもと、3つの防衛線に整理した体制とする。第1の防衛線として、各部門は自らの業務に関するリスクを認識し、規程等を遵守することにより、リスク発生の防止、発見、低減に努める。第2の防衛線として、各部門のリスク管理を統括する管理部門がリスクを適切に管理するための枠組みを策定し、その進捗状況を取締役に報告する。第3の防衛線である内部統制部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を管理部門、代表取締役、監査等委員会へ報告する。取締役会は、リスク管理体制に関して、構築及び運用が適切に行われていることを監督し、監査等委員会は取締役会への報告がなされているかを確認し、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証する。

また、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を特別委員会等と協働して適切に管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画に基づき、当該年度の予算（業績目標）を設定し、実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務遂行体制の構築を行う。それらの進捗については、取締役会及び経営会議において月次でレビューを行い、進捗状況の管理を行う。経営環境の変化に機動的に対応しつつ取締役会の機能の継続的向上を図る為、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を10名の枠内で運用し、指名報酬諮問委員会を通じて、取締役としての適格性に対する見直しの頻度を高めるものとする。また、委任型執行役員制度を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとるために「執行役員規程」を定め、規程に基づく責任と権限を以て意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、経営会議を設置してより慎重な意思決定を行う。

加えて、取締役会の意思決定の妥当性を高めるために、取締役会の3分の1以上は、独立社外取締役とする。

⑤ 財務報告の信頼性を確保する為の体制

組織内及び組織の外部への報告（非財務情報を含む）の信頼性を確保する為、「人事考課規程」「育児・介護休業等に関する規程」「経理規程」「与信管理規程」等の社内規程を整備するとともに、当社全体で有効かつ適切な内部統制を整備、構築し、継続的な改善と適正な運用を行う。また、金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価の基準、並びに同実施基準」に基づき、取締役会は内部統制の基本方針を決定し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を監督する。内部統制室は全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて内部統制室が法令に基づき、評価、改善及び文書化を行い、取締役会及び監査等委員会へ報告するとともに、評価の過程でリスクが識別された場合には、評価範囲を再検討し監査法人と適切に協議するなど、把握した財務報告にかかるリスクについて内部統制報告制度の元で関連する内部統制評価を行う。なお、評価基準の決定については、財務報告に対する影響の重要性を考慮した上で、不正に関するリスク等を含め評価範囲を決定する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会から監査等委員会スタッフを置くことの求めがあった場合には、適切な人材を任命し配置する。

- ⑦ 記載の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、評価、異動及び懲戒は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとし、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人等が監査等委員会に報告する為の体制  
法定の事項に加え、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、及び法令・定款に違反する事象が発生した場合には、監査等委員会に報告する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等は、内部監査の実施状況、ホットライン等による通報状況及びその内容を監査等委員会にすみやかに報告する。常勤監査等委員は、取締役会のほか重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制を確保する。監査等委員は、業務執行に係る重要な事項について、必要に応じ取締役並びに使用人に説明を求め適時報告を受ける。
- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制  
監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務上の経費処理方針  
監査等委員がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該請求に係る費用又は債務が当該職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する為の体制  
監査等委員会の構成は、独立性を確保する為、監査等委員である取締役の員数を5名の枠内とし、その過半数を社外取締役とする。監査等委員会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行う。また、その他重要会議に出席する機会を確保するほか、内部監査室とも密接な連携を保ち、必要に応じて取締役及び使用人に必要書類の閲覧、調査及び説明を求めるとし、監査等委員の監査の実効性を高める。加えて、代表取締役との定期的な意見交換会を設置し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然と対応し、その徹底を図る。反社会的勢力排除に向けた整備状況として、「お客様の声」センターを対応窓口として内容によって関係者で対応するほか、企業防衛対策協議会等、弁護士、警察等と連携し積極的な情報収集、管理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は、2023年12月に制定した「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス基本方針及び行動指針の社内周知を徹底し、全社的なコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。役職に関係なく、すべての従業員が社会的良識を持った行動を実践できるよう、継続的な教育と啓発活動を推進してまいります。
- ② コンプライアンス意識の更なる向上・維持のため、定期的にコンプライアンス研修を実施し、研修後には確認テストとコンプライアンスに関する誓約書の取得をしております。研修を効果的に行うため、ウェブ環境を整備・推進し、受講しやすい環境を整えております。
- ③ 当社は、経営の健全性確保と企業価値の維持・向上を図るべく、リスクを適切に把握・識別・評価し、低減・是正・改善等のための必要な措置を講じるため、リスク管理基本方針を定めリスク管理を行っております。
- ④ 当社のリスク管理体制は、全ての役職員が能動的にリスク管理に取り組むとの認識のもと、「リスク管理規程」を改定し、3つの防衛線に整理した体制としております。内部監査室より取締役会へリスク管理に関する進捗状況の報告を行い、リスク管理体制の管理・監督をすることとしております。
- ⑤ 金融商品取引法に基づく財務報告を内部監査室による評価を行い、当事業年度における重大な違反はなく、内部統制システムは適切に運用されていると判断しております。
- ⑥ 「内部通報規程」に従い内部通報体制を整備し、通報をより迅速かつ確実に受け付ける体制を整えております。内部通報制度の運用状況を適切に監督するため、通報された内容及び対応状況は当社取締役会あるいは社内の重要な会議の場に共有されております。
- ⑦ 内部監査室により実施した当社の内部監査結果は、定期的に当社取締役会あるいは社内の重要な会議の場で報告を行っております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様  
の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害する恐れのある大規模な買付を  
行う者に対しては、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応  
をしてまいりたいと考えます。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の重要な柱と考え、財務体質の強化を図り  
ながら、業績に連動した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社の外食事業における中長期的な成長のため、新規出店、改装等への  
資金配分をレストラン事業へ集約し、業績改善を一層強化する必要があり、現在の経営状  
況では、安定的な配当を実施することが難しいことから無配当とさせていただきます。

次期の配当については、景気回復動向が不透明であることなどの不確実要素が多く、現  
時点では、配当予想は未定とさせていただきます。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>流動資産</b>	<b>8,597</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,662</b>
現金及び預金	6,703	買掛金	2,371
売掛金	1,079	1年内返済予定の長期借入金	2,078
商品	0	リース債務	115
原材料及び貯蔵品	274	未払金	1,892
未収入金	220	未払費用	9
前払費用	316	未払法人税等	406
その他	0	未払消費税等	120
<b>固定資産</b>	<b>10,391</b>	前受金	14
<b>有形固定資産</b>	<b>5,873</b>	前受り金	27
建物	3,608	前受収益	11
構築物	317	賞与引当金	60
工具、器具及び備品	497	販売促進引当金	546
土地	1,255	店舗閉鎖損失引当金	9
リース資産	188	<b>固定負債</b>	<b>4,024</b>
建設仮勘定	6	長期借入金	2,965
<b>無形固定資産</b>	<b>73</b>	リース債務	217
借地権	45	資産除去債務	800
ソフトウェア	14	その他	39
その他	13	<b>負債合計</b>	<b>11,686</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,445</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	199	<b>株主資本</b>	<b>7,309</b>
出資金	0	資本金	100
長期前払費用	121	資本剰余金	6,853
敷金及び保証金	2,857	資本準備金	1,400
繰延税金資産	1,263	その他資本剰余金	5,453
その他	38	利益剰余金	530
貸倒引当金	△35	利益準備金	128
<b>資産合計</b>	<b>18,989</b>	その他利益剰余金	402
		繰越利益剰余金	402
		自己株式	△175
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△6</b>
		その他有価証券評価差額金	△6
		<b>純資産合計</b>	<b>7,302</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,989</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,477
売上原価	12,828
売上総利益	22,649
販売費及び一般管理費	23,320
営業損失	670
営業外収益	
受取利息	8
受取配当金	2
不動産賃貸料	108
店舗閉鎖損失引当金戻入益	22
補助金収入	1
その他	61
営業外費用	
支払利息	70
不動産賃貸原価	97
その他	11
経常損失	643
特別利益	
固定資産売却益	64
投資有価証券売却益	0
事業譲渡益	3,265
特別損失	
固定資産売却損	2
固定資産除却損	84
減損	1,246
店舗閉鎖損失引当金繰入額	22
その他	5
税引前当期純利益	1,324
法人税、住民税及び事業税	407
法人税等調整額	386
当期純利益	794
	530

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 利 益		余 金		利 益		余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	100	1,400	6,921	8,321	128	△1,599	△1,470	△179	6,770	
事業年度中の 変 動 額										
資本剰余金から利益剰余金への振替			△1,470	△1,470		1,470	1,470		—	
当期純利益						530	530		530	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分			3	3				4	7	
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)										
事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	△1,467	△1,467	—	2,001	2,001	4	538	
当期末残高	100	1,400	5,453	6,853	128	402	530	△175	7,309	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7	△7	6,763
事業年度中の 変 動 額			
資本剰余金から利益剰余金への振替			—
当期純利益			530
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			7
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	0	0	0
事業年度中の 変 動 額 合 計	0	0	539
当期末残高	△6	△6	7,302

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### ・ その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

##### ・ 商品、原材料、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～35年

構築物 3～50年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

##### ・ 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③ 販売促進引当金

販売促進のための株主優待ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき翌期以降の利用により発生する費用見積額を計上しております。

##### ④ 店舗閉鎖損失引当金

当事業年度末における閉店見込店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、居酒屋・レストランの飲食店運営によるサービスの提供、FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入（FC加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

なお、居酒屋・レストランの飲食店運営に係るサービスの提供による収益は、当社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムのポイント負担金を除いた金額で収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他保活利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準摘要指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

物価高の影響を受け、消費に対してよりシビアな消費者が増加していること、また、円安の長期化などの影響により、原料・資源をはじめとした物流・光熱費などのコストの高騰及び少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少により働き手不足など、厳しい状況が継続するものと想定しております。

当社におきましては、2025年4月に主要業態においてグランドメニューの見直しを実施致しました。引き続き、ロードサイドや商業施設を中心とした積極的な新規出店、新業態の開発、経年店舗の改装、不採算店舗の整理、本部コストの最適化など、各種施策を総合的に推進し、収益性の改善を図ってまいります。

これらの取り組みにより、2026年3月期の業績見通しとしては、売上高324億81百万円、営業利益9億33百万円、経常利益8億70百万円、当期純利益3百万円を見込んでおります。

## 固定資産の減損

- ・貸借対照表に計上した金額  
有形固定資産 5,873百万円
- ・その他の情報

当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、直営店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。このうち、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当期に計上した減損損失については、「5. 損益計算書に関する注記（2）減損損失」に記載しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の重要な仮定に変更があった場合、翌事業年度以降の計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 繰延税金資産の回収可能性

- ・貸借対照表に計上した金額  
繰延税金資産 1,263百万円
- ・その他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産

資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として以下を供託しております。また、当該発行保証金については、2023年度末において、以下供託資産以外に金融機関との間で資金決済に関する法律第15条第1項に基づく発行保証金保全契約（契約金額は40百万円）を締結しております。

現金及び預金	15百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	13,078百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	57百万円
② 短期金銭債務	42百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

①営業取引	
売上高	0百万円
販売費及び一般管理費	334百万円
②営業取引以外の取引	554百万円

## (2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上しておりません。

用途場所	種別	減損損失 (百万円)
直営店舗	建物	812
愛知県16店舗	構築物	40
宮城県12店舗	土地	210
岐阜県6店舗	工具、器具及び備品	122
その他46店舗	リース資産	59
事務所	その他	0
	合計	1,246

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、直営店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産他については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、80店舗及び1事業所において当該減少額1,246百万円を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

また、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値と正味売却価額を使用し、直営店舗については使用価値、遊休資産他については正味売却価額により測定しております。なお、使用価値は将来キャッシュ・フローを資本コストの8.04%~9.30%で割り引いて算定し、正味売却価額は固定資産税評価額等を基本に算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

## (3) 事業譲渡益

2025年2月1日に居酒屋事業、2025年3月1日にカラオケ事業を譲渡しており、その譲渡に起因して発生した損益を事業譲渡益として特別利益に計上しておりません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 中の増加	当事業年度中 の減少	当事業年度末の 株式数
普通株式	193,559,297株	—	—	193,559,297株
第2回優先株式	5株	—	—	5株
第3回優先株式	5株	—	—	5株
第4回優先株式	12株	—	—	12株
計	193,559,319株	—	—	193,559,319株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度中 の増加	当事業年度中 の減少	当事業年度末の 株式数
普通株式	444,666株	216株	11,000株	433,882株

(注) 1. 普通株式の増加216株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の減少11,000株は、譲渡制限付株式報酬の自己株式処分による減少であります。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金は、新規出店時等に契約に基づき貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	92	92	—
(2) 敷金及び保証金	2,857	2,517	△339
資産計	2,949	2,609	△339
(3) 長期借入金（注1）	5,043	5,024	△19
(4) リース債務（注1）	332	334	1
負債計	5,376	5,358	△17

(注) 1. 1年内返済予定の長期借入金、1年内返済予定のリース債務はそれぞれ長期借入金、リース債務に含めて表示しております。

2. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	107

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

3. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	92	—	—	92
資産計	92	—	—	92

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	2,857	2,857
資産計	—	—	2,857	2,857
長期借入金	—	5,024	—	5,024
リース債務	—	334	—	334
負債計	—	5,358	—	5,358

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失の損金不算入、税務上の繰越欠損金等であります。

(決算日後の法人税等の税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の34.0%から34.8%に変更される見込みです。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	㈱コロワイドMD	—	—	食材等の購入	食材の購入(注1)	14,020	買掛金	2,366
親会社の子会社	㈱コロワイドダイニング	—	—	居酒屋事業の会社分割	事業の譲渡対価(注2)	2,233	—	—
					事業譲渡益(注2)	1,615	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、㈱コロワイドMDから商品仕入を行っておりますが、取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格の算定については双方の合意に基づく価格により決定しております。
2. 当社居酒屋事業を㈱コロワイドダイニングへ会社分割（簡易吸収分割）により承継したものであります。取引金額は第三者算定機関である上原FAS合同会社の算定した対価に基づき㈱コロワイドダイニングとの協議の上、決定しております。

11. 収益認識に関する注記

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしており、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。

## (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		報告セグメント			その他	合計
		レストラン	居酒屋	カラオケ		
財・サービスの種類別	サービスの提供	30,148	3,673	1,599	—	35,422
	その他	—	—	—	55	55
顧客との契約から生じる収益		30,148	3,673	1,599	55	35,477
外部顧客への売上高		30,148	3,673	1,599	55	35,477

- (注) 1. 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上高で表示しております。  
 2. 居酒屋事業は、2025年2月1日に株式会社コロワイドダイニングに会社分割(簡易吸収分割)により承継しております。  
 3. カラオケ事業は、2025年3月1日に株式会社シン・コーポレーションに会社分割(簡易吸収分割)により承継しております。  
 4. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、フランチャイズ事業を含んでおります。

## (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、居酒屋・レストランの飲食店運営によるサービスの提供、FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

履行義務を充足した後の通常の支払期限は、履行義務の充足時点又は1か月であります。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き額等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務の充足時点又は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

## ① 顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権は主に居酒屋・レストランの飲食店運営によるサービスの提供に受け取った対価であり、貸借対照表上、流動資産の売掛金に含まれております。

顧客との契約から生じた債権の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	0

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の信用供与期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 26円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円58銭  |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- |   |          |
|---|----------|
| ① 当該資産除去債務の概要   |          |
| 店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。                              |          |
| ② 当該資産除去債務の金額の算定方法  |          |
| 使用見込期間を取得から1～21年と見積り、割引率は0.00～2.20%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 |          |
| ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減                                   |          |
| 期首残高  | 1,334百万円 |
| 見積りの変更による増加額  | 90百万円    |
| 時の経過による調整額  | 3百万円     |
| 資産除去債務の履行による減少額   | △223百万円  |
| 事業譲渡に伴う減少額  | △404百万円  |
| 期末残高  | 800百万円   |

企業結合・事業分離に関する注記

(居酒屋事業に係る簡易吸収分割)

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社コロワイドダイニング

② 分離した事業の内容

当社の居酒屋事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社の売上高は消費回復に合わせたマーケティング施策の実施やブランドコンセプト及びQ S C Aの再構築と販売促進の強化により回復傾向にあるものの、「居酒屋事業」を株式会社コロワイドダイニングに事業承継させ、経営基盤及び財務体質の改善を図り「レストラン事業」へ経営資源を集中させることが、企業価値の向上と顧客満足度の向上に資するものと判断致しました。

④ 事業分離日

2025年2月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、株式会社コロワイドダイニングを吸収分割承継会社とし、受取対価を現金等の財産のみとする会社分割（簡易吸収分割）であります。

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

事業譲渡益 1,615百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産	36百万円	流動負債	24百万円
固定資産	824百万円	固定負債	218百万円
合 計	860百万円	合 計	243百万円

③会計処理

移転した居酒屋事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

- (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント  
居酒屋事業

- (4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

項目	居酒屋事業
売上高	3,673百万円
営業利益	252百万円

(カラオケ事業に係る簡易吸収分割)

- (1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社シン・コーポレーション

②分離した事業の内容

当社のカラオケ事業

③事業分離を行った主な理由

当社の売上高は消費回復に合わせたマーケティング施策の実施やブランドコンセプト及びQ S C Aの再構築と販売促進の強化により回復傾向にあるものの、「カラオケ事業」を株式会社シン・コーポレーションに事業承継させ、経営基盤及び財務体質の改善を図り「レストラン事業」へ経営資源を集中させることが、企業価値の向上と顧客満足度の向上に資するものと判断致しました。

④事業分離日

2025年3月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、株式会社シン・コーポレーションを吸収分割承継会社とし、受取対価を現金等の財産のみとする会社分割（簡易吸収分割）であります。

- (2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

事業譲渡益 1,650百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産	58百万円	流動負債	4百万円
固定資産	482百万円	固定負債	187百万円
合 計	541百万円	合 計	191百万円

③会計処理

移転したカラオケ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

- (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

カラオケ事業

- (4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

項目	カラオケ事業
売上高	1,599百万円
営業利益	138百万円

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社アトム  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井	出	正	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	道	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相	澤	陽	介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社アトム 監査等委員会

常勤監査等委員 土 田 正 和

監 査 等 委 員 大 和 加 代 子

監 査 等 委 員 大 藏 さ い ら

監 査 等 委 員 山 崎 操

(注) 監査等委員大和加代子、監査等委員大藏さいら及び監査等委員山崎操は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上